

Q272. 時間外や休日に労働させても労基法 32 条や労基法 35 条違反の罪（労基法 119 条 1 号）が成立しないようにするためには、どうすればいいですか。

時間外や休日に労働させても労基法 32 条や労基法 35 条違反の罪（労基法 119 条 1 号）が成立しないようにするためには、時間外・休日労働に関する労使協定（36 協定）を締結し、労基署長に届け出る必要があります（労基法 36 条）。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎